

事務総局会議（第1回）議事録

日時	令和2年1月14日（火）午後2時00分～午後2時16分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、直江総務局付、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官
議事	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 令和元年度裁判所所管補正予算（第1号）について 笠井経理局長説明（資料第1）</li> <li>2 令和2年度裁判所所管予算について 笠井経理局長説明（資料第2）</li> </ul>
結果	◎ 裁判官会議付議 1, 2
秘書課長 大須賀 寛	

事務総局会議資料第1  
(1月14日開催)

資料1

令和元年度裁判所管補正予算（第1号）について

(単位:千円)

区分	金額	備考
当初予算額	325,574,308	
補正要求額	1,147,001	
修正追加額	2,316,289	<p>裁判所施設費          (裁判所施設に関する緊急対策) 1,999,321</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判所施設の耐震化</li> <li>神戸地方・家庭裁判所伊丹支部庁舎 ほか4庁</li> <li>・機能的劣化に関する改修 3庁</li> <li>・非常用設備の更新 7庁</li> </ul> <p>物 件 費          (民事裁判手続のIT化等) 316,968</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ITツールを活用した争点整理</li> <li>・書面の電子提出</li> <li>・サイバーセキュリティ対策</li> </ul>
修正減少額	△1,169,288	<p>不用による既定経費の減少</p> <p>人 件 費 △1,066,619</p> <p>物 件 費 △102,669</p>
1次補正後予算額	326,721,309	

## 令和元年度補正予算（第1号）施設主要案件

(単位：百万円)

裁判所施設に関する緊急対策 1,999

1 裁判所施設の耐震化 613

(1) 改修による耐震化 2 庁

地家裁支部 (神戸) 伊丹 (S48)

簡裁 (鹿児島) 徳之島 (S44)

(2) 昇降機設備の耐震化 3 庁

最 高 裁

地家裁支部 (秋田) 大館

研修所 司法研修所

2 機能的劣化に関する改修 3 庁 217

3 非常用設備の更新 7 庁 1,170

## 令和元年度補正予算（第1号）物件費の主な案件

(単位：百万円)

民事裁判手続のIT化等 317

1 ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理	60
パソコン等のウェブ会議用機器の整備	
2 書面の電子提出	97
裁判書類の電子提出に係るアプリケーションの構築	
3 サイバーセキュリティ対策	159
裁判事務処理システム等におけるセキュリティ強化のための改修等	

(注) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

## 令和2年度予算案について

資料1

(単位:百万円)

区分	令和元年度 当初予算額	令和2年度 予算額案	比較増△減額	増△減率	補正予算計上額
裁判所所管	325,574	326,624	1,050	0.3%	2,316

### 1. 裁判事務処理態勢の充実

(単位:百万円)

#### ○ 民事事件関係経費 3,313 (前年比 △125)

◇ 民事調停、労働審判、専門委員、民事訴訟手続のIT化関連経費など

#### ○ 刑事事件関係経費 4,536 (前年比 +131)

◇ 裁判員裁判、心神喪失者等医療観察事件関連経費、法廷通訳関連経費など

#### ○ 家庭事件関係経費 6,213 (前年比 △75)

◇ 家事調停関連経費など

#### ○ 事件共通関係経費 15,048 (前年比 △133)

◇ 各種事件処理に共通する諸経費

### 2. 裁判所施設の整備

#### ○ 裁判所施設の耐震化等 17,024 (前年比 △456)

### 3. その他の機構維持等に必要な経費

#### ○ 職員人件費 264,557 (前年比 +1,588)

#### ○ 司法修習生関係経費 4,932 (前年比 △61)

#### ○ その他の機構維持等経費 11,001 (前年比 +180)

※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

### 4. 人的機構の充実

#### ○ 増員 72人

判事	30人
書記官	8人
事務官	34人

※判事補から判事への振替30人、速記官から書記官への振替2人を含む

#### ○ 定員合理化 57人

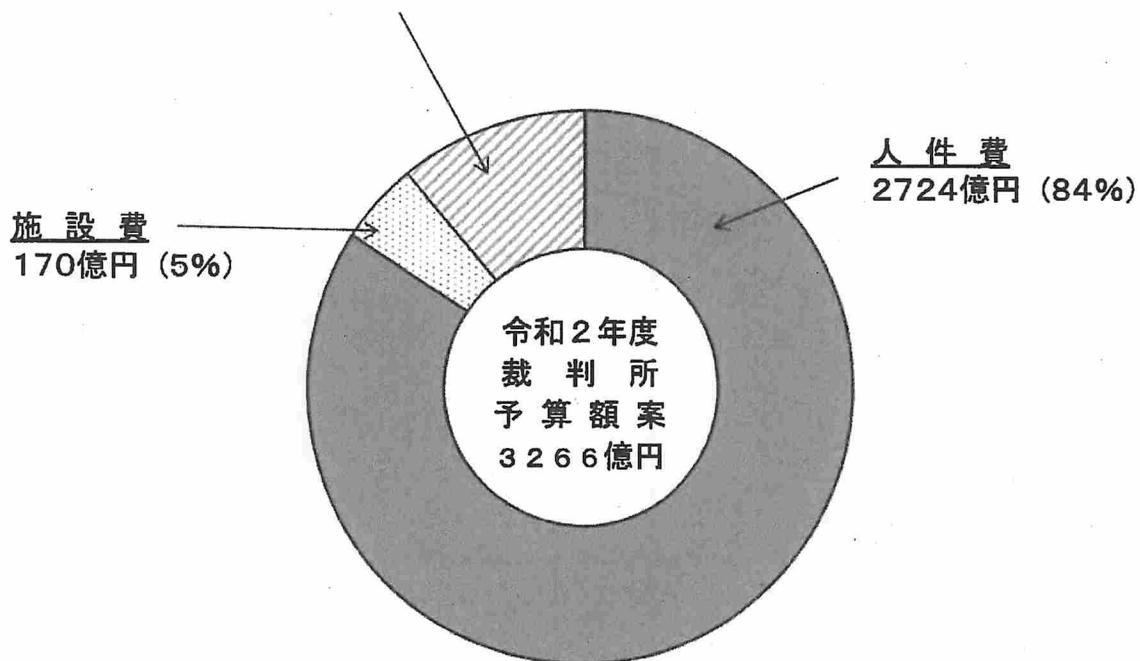
## 一般経費の内訳

資料 2

### 物 件 費

372億円(11%)

裁判の運営に直接必要となる経費(裁判費)等  
の義務的な経費のほか、庁舎維持管理経費等、  
固定的ないし他動的経費が多くを占めている。



(単位：億円)

	元年度 予算額	2年度 予算額案	増▲減額
人 件 費	2,711	2,724	14
物 件 費	370	372	1
施 設 費	175	170	▲5
合 计	3,256	3,266	10

(注) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

## 令和2年度予算（案）施設主要案件

### 1 庁舎新営・増築

(新営・継続分)	6 庁		
本 厅	( 東 京 ) 中目黒分室（仮称）	(3)	
	津 地 家 裁	(7)	
	仙台高裁秋田支部秋田地家裁	(5)	
地家裁支部	( 広 島 ) 福 山	(4)	
	( 松 江 ) 浜 田	(3)	
簡 裁	( 札 幌 ) 静 内	(2)	
(増築・継続分)	1 庁		
本 厅	熊 本 家 裁	(3)	
(新営・新規分)	3 庁		
本 厅	鳥 取 地 家 裁	(9)	
	佐 賀 地 家 裁	(8)	
地家裁支部	( 富 山 ) 高 岡	(7)	

### 2 裁判所施設の耐震化

(1) 建替えによる耐震化			
(継続分)	6 庁		
地家裁支部	( 神 戸 ) 柏 原	(3)	
	( 大 津 ) 彦 根	(4)	
	( 名 古 巾 ) 半 田	(2)	
	( 津 ) 伊 賀	(4)	
	( 熊 本 ) 玉 名	(2)	
簡 裁	( 福 井 ) 大 野	(2)	
(2) 改修による耐震化			
(継続分)	2 庁		
本 厅	最 高 裁	(2)	
	大 阪 高 地 裁	(3)	

## 資料4

## 令和2年度予算案の主な経費

	令和2年度 予 算 額	令和元年度 当初予算額
<b>&lt;事件関係経費&gt;</b>		
家事調停委員手当	4,955,812	( 5,040,566 )
心神喪失者等医療観察制度関連経費	1,656,625	( 1,662,278 )
民事調停委員手当	1,193,438	( 1,324,266 )
裁判員等の日当・旅費	660,196	( 665,335 )
法廷通訳関連経費	521,105	( 417,376 )
労働審判制度関連経費	253,153	( 226,051 )
<b>&lt;民事裁判手続のIT化関連経費&gt;</b>		
ウェブ会議等を活用した争点整理の運用	224,048	( 28,706 )
全体計画策定のためのコンサルティング	95,700	( - )
書面の電子提出	-	( - )
<b>&lt;情報システム関連経費&gt;</b>		
J-NET運用等経費	1,844,668	( 2,365,008 )
保管金事務処理システム	392,660	( 381,171 )
裁判事務支援システム(NAVIUS)	329,382	( 253,288 )
裁判事務処理システム(刑事)(KEITAS)	301,704	( 102,160 )
裁判員候補者名簿管理システム	276,900	( 173,574 )
人事事務処理システム	236,795	( 142,704 )
督促手続オンラインシステム	236,075	( 593,977 )
<b>&lt;司法修習関連経費&gt;</b>		
修習給付金関連経費	3,315,846	( 3,364,246 )
修習資金貸与金関連経費	1,017,864	( 1,027,246 )
<b>&lt;その他&gt;</b>		
庁舎維持管理等経費	6,219,437	( 5,904,947 )
光熱水料	3,234,674	( 3,236,534 )

事務総局会議（第2回）議事録	
日時	令和2年1月21日（火）午前10時00分～午前11時19分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官、永野司法研修所長、古財裁判所職員総合研修所長
議事	<p>1 令和2年度の裁判官研修について 永野司法研修所長説明（資料第1）</p> <p>2 令和2年度における裁判所職員（裁判官以外）研修の実施に関する重要な事項について 古財裁判所職員総合研修所長説明（資料第2）</p> <p>3 自動車運転による死傷事犯の罰則の整備に関する法制審議会への諮問について 安東刑事局長説明（資料第3）</p> <p>4 労働審判員研修会の開催について 門田行政局長説明（資料第4）</p> <p>5 労働審判員研究会の開催について 門田行政局長説明（資料第5）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1, 2</p> <p>◎ 了承 3, 4, 5</p>
秘書課長 大須賀 寛之	

【配布資料】

令和 2 年度の裁判官研修について

令和 2 年度の裁判官研修実施計画においては、別紙記載 1 の「裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項（平成 28 年度議決）」、同 2 「派遣型研修について（報告対象事項）」のいずれも変更はない。

裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項等

1 裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項（平成28年度議決）

(1) 合同研修（実施場所は司法研修所。ただし、カリキュラムの一部を受入先施設で実施することがあるほか、裁判所職員総合研修所や外部団体と合同で実施することがある。）

ア 裁判系（判事・判事補。3日間以内）

(ア) 事件分野別の分類

a 民事訴訟事件

- ① 民事通常訴訟事件全般
- ② 税務、会計、金融等の企業経済活動全般に関わる訴訟事件
- ③ I T（システム開発やインターネットの利用）に関する訴訟事件
- ④ 建築関係訴訟事件、建築調停事件
- ⑤ 医事関係訴訟事件

b 行政訴訟事件

c 労働訴訟・保全、労働審判等の労働関係事件

d 知的財産権関係の訴訟・保全事件

e 民事その他事件

f 刑事訴訟、令状、医療観察等の刑事関係事件

g 人事訴訟事件、家事調停・審判事件

h 少年審判事件

(イ) 主たる対象者による分類

主たる対象者に応じて以下の四つに分け、事件分野別の必要に応じて実施する。

a 基礎（左陪席クラス）

b 基本（右陪席クラス）

c 実務（裁判長・右陪席クラス）

d 専門（テーマに対応する裁判官）

イ 導入系（判事・判事補。期間は以下のとおり）

参加する者の特性に応じて以下の三つに分けて実施する。

(ア) 年次（1週間以内）：判事補・判事の任官時等の節目の年次に到達した者

(イ) ポスト（1週間以内）：支部長、部総括、所長等のポストに就任した者

(ウ) 役割（3日間以内）：特定のポストに限らず、一定の役割が期待される立場にある者

ウ 基盤系（判事・判事補。3日間以内）

裁判や組織運営の基盤となる一般的資質・能力の涵養を目的として、事件分野にとらわれない広範な分野を取り上げて実施する。

エ 簡易裁判所判事の研修（簡易裁判所判事。期間は以下のとおり）

(ア) 裁判系（3日間以内）

(イ) 導入系（1週間以内。ただし、新任簡易裁判所判事が参加する研修のうち、1本については約1か月間）

(2) 個別研究（参加する者は判事・判事補。期間・実施場所は以下のとおり）

ア 司法研究（2年間以内）：各所属府、司法研修所のほかヒアリング先等

イ ミニ研究会（1日間以内）：各実施府

ウ 各種調査・研究（隨時必要な期間）：司法研修所又は調査研究受入先

## 2 派遣型研修について（報告対象事項）

(1) 判事補（期間・実施場所は以下のとおり。(2)及び(3)について同じ）

ア 民間企業長期研修（1年間）：派遣先民間企業各社

イ 日本銀行長期研修（1年間）：日本銀行

ウ シンクタンク長期研修（1年間）：21世紀政策研究所

(2) 判事又は判事補

国際刑事司法短期研修（年間4回、各1か月程度）：国連アジア極東犯罪防止研修所

(3) 判事

ア 報道機関研修（1～2週間）：派遣先報道機関各社

イ 民間企業短期研修（1～2週間）：派遣先民間企業各社

ウ 研究機関短期研修（2週間）：理化学研究所

【配布資料】

令和2年度における裁判所職員（裁判官以外）研修の実施に関する重要な事項（案）

1 中央研修

司法研修所と合同で実施することがある。実施場所は、裁判所職員総合研修所であるが、司法研修所との合同実施の場合は、司法研修所で実施することもある。

(1) 管理者層を対象者とするもの（各2日から5日程度）

ア 管理業務系

管理者としての官職に応じた管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

(ア) 首席書記官（1本）

(イ) 首席家裁調査官（2本）

(ウ) 事務局長（1本）

(エ) 次席書記官、次席家裁調査官、事務局次長等（2本）

(オ) 次席家裁調査官等（1本）

イ 研修事務系

研修計画について検討すること等を目的として実施する。

高裁事務局次長、高裁首席書記官、高裁所在地家裁首席家裁調査官（1本）

(2) 中間管理者層を主な対象者とするもの（各2日から4日程度）

ア 管理業務系

中間管理者としての官職に応じた管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

(ア) 主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等（3本）

(イ) 主任書記官、主任家裁調査官、訟廷管理官、課長等（2本）

(ウ) 主任家裁調査官（1本）

イ 研修事務系

研修事務を担当する中間管理者等を対象とし、研修の的確な立案や円滑な

実施等を目的として実施する。

(ア) 研修の企画、実施を指導する立場にある者（2本）

(イ) 書記官研修（高裁委嘱）の講師予定者（分野別に4本）

(3) 主として管理職以外の層（書記官、家裁調査官、係長等）を対象者とするもの（各2日から5日程度）

#### ア 裁判事務系

(ア) 裁判事務の分野について、官職及び担当職務に応じて組織課題への取組、執務能力の向上等を目的として実施するもの

a 家事、少年を担当する書記官及び家裁調査官（家事1本、少年1本）

b 民事、刑事、家事を担当する書記官（民事2本、刑事及び家事各1本）

c 家裁調査官（特定のテーマについて3本）

d 速記官（1本）

(イ) 裁判事務の分野について、官職及び執務経験に応じた執務能力の向上等を目的として実施するもの

a 家裁調査官（経験3年程度の者を対象者とするもの1本）

b 執行官（総括執行官、執行官、新任執行官をそれぞれ対象者とするもの各1本（なお、総括執行官を対象とするものは、隔年で実施している。））

#### イ 事務局事務系

事務局事務の分野について、総務、人事又は会計の事務を担当する係長等（担当事務ごとに1本）

#### ウ 研修事務系

研修事務を担当する係長等（1本）

(4) 新採用職員を対象者とするもの

総合職の新採用職員を対象として裁判所職員としての自覚と職務意識の高揚等を図る目的で実施するもの（3日程度を1本）

(5) その他

#### ア 情報化関係

情報化に伴う情報セキュリティの確保等の必要に応じて実施する（各 2 日から 3 日程度）。

- (ア) 情報セキュリティ対策事務を担当する管理職員（1 本）
- (イ) 情報化推進の役割を担当する職員（2 本）
- (ウ) 裁判事務支援システム（簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事事件部分）の導入事務を担当する職員（簡裁民事及び支払督促事件部分を 3 本、高裁刑事及び簡裁刑事事件部分を 3 本、計 6 本）

#### イ 採用試験事務関係

採用試験事務を担当する管理職員等を対象とし、採用試験事務に必要な知識及び技能についての研究を行うことにより、執務能力の向上を目的として実施するもの（1 日程度を 1 本）

### 2 高裁委嘱研修

高裁に委嘱して実施する。実施場所は裁判所職員総合研修所（分室を含む）。又は各高裁とし、本数は各高裁において定める。

#### (1) 管理者層を対象とするもの

次席家裁調査官等を対象者とし、家裁調査官に係る高裁委嘱研修等の充実、改善を目的として実施するもの（1 日程度）

#### (2) 中間管理者層を対象とするもの

新たに中間管理者（主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等）に任命された者を対象者とするもの（5 日程度）

#### (3) 主として管理職以外の層（書記官、家裁調査官、係長等）を対象とするもの

##### ア 裁判事務系

裁判事務の分野について、執務経験に応じた執務能力の向上等を目的として実施する。

(ア) 書記官（一定の執務経験を有する者を対象者とする。5日程度）

(イ) 家裁調査官（主任家裁調査官も対象者とする。3日程度）

#### イ 事務局事務系

(ア) 事務局事務の分野について、新たに係長に任命された者を対象者とするもの（3日程度）

(イ) 総務、人事又は会計の事務を担当する一定の執務経験を有する事務官を対象者とするもの（2～3日程度）

#### (4) 事務官層を対象者とするもの

ア 仕事の進め方に関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する（3日程度）。

イ 基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力向上を図る（期間は実施機関が適宜定める。）。

#### (5) 新採用職員層を対象者とするもの

総合職を除く新採用職員を対象者として職務導入のための知識付与と心構えのかん養を目的として実施する（5日程度）。

### 3 自府研修

最高裁、高裁又は地家裁が所属する職員に対して実施する研修。実施場所は研修を実施する庁。本数は実施庁において定める。

(1) 裁判事務又は事務局事務の分野について、比較的執務経験の短い事務官を対象者とするもの（3日程度）

(2) 採用後1年程度の職員を対象者とするもの（3日程度）及び採用直後の職員を対象者とするもの（2日程度）

(3) 最高裁、高裁又は地家裁の実情に応じて実施するもの（期間及び対象者は実施庁において定める。なお、高裁が自府及び管内地家裁の職員を対象として実施することがある（いわゆる高裁ブロック研修）。）

### 4 委託研修

裁判所以外の機関が実施する研修に職員を参加させるもの。参加させる研修、期間、職員は、最高裁において定める。

## 5 研究

実施場所は裁判所職員総合研修所、研究員の所属庁及び関係機関等。本数はテーマ等を勘案して裁判所職員総合研修所において定める。

- (1) 書記官及び家裁調査官等の合同による実務研究（7月程度）
- (2) 書記官による実務研究（1年程度）
- (3) 家裁調査官による実務研究

ア テーマを定めて行うもの（8月程度又は1年程度）  
イ 関係機関の業務の実際の研究を行うもの（8月程度）  
ウ 心身の鑑別をテーマとして行うもの（1月程度）  
エ 更生保護をテーマとして行うもの（2月程度）

## 6 このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

### 【参考】

#### 1 書記官任用試験（C A）関係

書記官任用試験（C A）の第2次試験合格者を対象として、書記官の執務に必要な学識及び実務知識並びに職務遂行能力の有無を判定するための試験（53日程度。この間、各合格者の所属庁において実務研修を実施）

#### 2 書記官及び家裁調査官の養成

##### (1) 書記官の養成

ア 裁判所書記官養成課程第一部（裁判所職員総合研修所入所試験に合格し、令和2年度の裁判所職員総合研修所の入所指名を受けた大学法学部卒業者等を対象者とする。1年）

イ 裁判所書記官養成課程第二部（裁判所職員総合研修所入所試験に合格し、

平成 3 1 年度及び令和 2 年度の裁判所職員総合研修所の入所指名を受けた  
大学法学部以外の学部卒業者等を対象者とする。2年)

(2) 家裁調査官の養成

家庭裁判所調査官養成課程（平成 3 1 年度及び令和 2 年度の裁判所職員総合  
研修所の入所指名を受けた家裁調査官補を対象者とする。2年）

以 上

事務総局会議資料 第3  
(1月21日開催)

(令和2. 1. 21刑一印)

配付資料目録

(自動車運転による死傷事犯の罰則の整備に関する法制審議会への諮問について)

諮問第109号

諮詢第百九号

自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、早急に、罰則を整備する必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）について御意見を賜りたい。

要綱（骨子）

次に掲げる行為を行い、よつて、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処するものとすること。

一 車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。）の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為

二 高速自動車国道又は自動車専用道路において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行をさせる行為

事務総局会議資料 第4  
(1月21日開催)

(令和2. 1. 21行一印)

労働審判員研修会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 令和2年4月から同年6月までの間で各地方裁判所の定める日
- 3 場所 各地方裁判所
- 4 研究事項 労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得
- 5 出席者 各地方裁判所に所属する新任の労働審判員

事務総局会議資料 第5  
(1月21日開催)

(令和2. 1. 21行一印)

労働審判員研究会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 原則として令和2年9月から同年12月までの間で各地方裁判所の定める日
- 3 場所 各地方裁判所
- 4 研究事項 労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得
- 5 出席者 各地方裁判所に所属する労働審判員

事務総局会議（第3回）議事録	
日時	令和2年1月28日（火）午前10時00分～午前11時08分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官、石井総務局参事官
議事	<p>1 高等裁判所長官事務打合せの開催について 村田総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 高等裁判所事務局長事務打合せの開催について 村田総務局長説明（資料第2）</p> <p>3 秘書課関係事項について 大須賀秘書課長説明（資料第3）</p> <p>4 令和元年度外国出張計画について 大須賀秘書課長説明（資料第4）</p> <p>5 令和2年度外国出張計画について 大須賀秘書課長説明（資料第5）</p> <p>6 最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を改正する政令案について 大須賀広報課長説明（資料第6）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 3, 6</p> <p>◎ 了承 1, 2, 4, 5</p>
<p>秘書課長 大須賀 寛之</p> 	

事務総局会議配布資料

事務総局会議資料 第1  
( 月18日開催)

高等裁判所長官事務打合せ開催要領(案)

- 1 主催 最高裁判所  
2 期日 令和2年3月13日(金)  
3 場所 最高裁判所  
4 協議事項 当面の司法行政上の諸問題について  
5 出席者 高等裁判所長官 8人

随員 高等裁判所事務局長 8人

6 日程

日 (曜日)	時間 11:00 ~ 14:10	14:10 ~ 17:00	協議終了後
13日 (金)	午さん	最高裁判所長官挨拶 協議	懇談会

事務総局会議配布資料

事務総局会議資料 第2  
( 月 28 日開催)

高等裁判所事務局長事務打合せ開催要領 (案)

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和 2 年 3 月 5 日 (木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 当面の司法行政上の諸問題について
- 5 出席者 高等裁判所事務局長 8 人
- 6 日程

日 (曜日)	時間 10 : 00 ～ 12 : 15	12 : 15 ～ 13 : 00	13 : 00 ～ 17 : 00
5 日 (木)	事務総長挨拶 協議	昼食 休憩	協議

(令和2. 1. 28秘書印)

行政文書等の開示請求に係る意見照会への対応に関する事項等についての議決事項案

- 1 行政文書（法人文書のほか、衆議院、参議院及び国立国会図書館並びに地方公共団体が保有する文書を含む。）又は保有個人情報の開示請求に関して行政機関等から最高裁判所に対して意見照会があつた場合の意見書の提出その他の対応に関する事項については、最高裁判所事務総長に委任されていることを確認する。
- 2 特定歴史公文書等（最高裁判所から移管したものを除く。）の利用の請求に関して国立公文書館等から最高裁判所に対して意見照会があつた場合の意見書の提出その他の対応に関する事項については、最高裁判所事務総長に委任されていることを確認する。

事務総局会議資料第4  
(1月28日開催)

令和元年度外国出張計画

裁判官司法事情研究

合計1人

民事訴訟手続のIT化に関する実情調査（エストニア共和国、約1週間）【民事局】

裁判官1人

事務総局会議資料 第5  
(1月28日開催)

令和2年度外国出張計画

1 最高裁判事	合計 2人
(1) ミャンマー連邦共和国, ラオス人民民主共和国, タイ王国	最高裁判事 1人
(2) (1)の随行	裁判官 1人
2 国際会議	合計 6人
(1) 商事法に関する司法円卓会議 (中華人民共和国, 約5日間) 【民事局】	裁判官 1人
(2) フォーダム大学ロースクール主催国際シンポジウム (アメリカ合衆国, 約5日間) 【行政局】	裁判官 1人
(3) 國際商標協会 (INTA) 2020年次総会 (シンガポール共和国, 約3日間) 【行政局】	裁判官 1人
(4) 連邦巡回区法曹協会主催のグローバル・シリーズ (アメリカ合衆国, 約3日間) 【行政局】	裁判官 1人
(5) ミュンヘン国際特許法会議 2020 (ドイツ連邦共和国, 約3日間) 【行政局】	裁判官 1人
(6) シンガポール経営大学及び広州知財法院等主催の国際会議 (中華人民共和国, 約3日間) 【行政局】	裁判官 1人

(令和2. 1. 29 広印)

配 布 資 料 目 錄

- 1 最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を改正する政令（案）の概要（裁判官の旧氏使用）
- 2 最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を改正する政令案及び制定理由
- 3 同要綱
- 4 同新旧対照条文
- 5 同参照条文

## 最高裁判所裁判官国民審査法施行令 の一部を改正する政令（案）の概要 (裁判官の旧氏使用)

### 1 趣旨

最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査においては、裁判官の本名が用いられてきたところ、最高裁判所における判決書等においては、裁判官の旧氏を用いることが可能とされている。

本改正案は、裁判官の罷免の可否を国民が適切に判断するためには、裁判官が職務上実際に用いている氏名により審査が行われる必要があることから、審査に付される裁判官の氏名の告示をはじめ、投票用紙、投票所における裁判官の氏名等の掲示及び審査公報に記載される裁判官の氏名について、旧氏を用いることを可能とするもの。

### 2 改正の概要

#### ① 審査の告示等における裁判官の旧氏及び名の記載

審査の告示、投票用紙、裁判官の氏名等の掲示及び審査公報に記載する審査に付される裁判官の氏名は、当該裁判官の本名に代えて旧氏及び名によることができるものとする。

#### ② その他所要の規定の整備を行う。

#### [今後の予定]

令和2年2月上旬 閣議決定（予定）

令和2年2月上旬 施行（公布の日）

## 政令第 号

最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を改正する政令  
内閣は、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百一十一号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

第十八条第六号中「次章」の下に「及び第三十一条」を加える。

第三十三条を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条とし、第三十二条を第三十二条とし、第八章中同条の前に次の一条を加える。

（審査の告示等における裁判官の旧氏及び名の記載）

第三十一条 審査の告示、投票用紙、裁判官の氏名等の掲示及び審査公報に記載する審査に付される裁判官の氏名は、当該裁判官の本名（当該裁判官に係る戸籍に記載又は記録がされている氏名をいう。）に代えて旧氏（当該裁判官が過去に称していた氏であつて、当該裁判官に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は

記録がされているものをいう。) 及び名によることができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この政令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

### 理 由

最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査における審査の告示、投票用紙、裁判官の氏名等の掲示及び審査公報に記載する審査に付される裁判官の氏名について、本名に代えて旧氏及び名によることができるようにする必要があるからである。

最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 審査の告示、投票用紙、裁判官の氏名等の掲示及び審査公報に記載する審査に付される裁判官の氏名は、当該裁判官の本名に代えて旧氏及び名によることができるものとすること。（第三十一条関係）

第二 この政令は、公布の日から施行すること。（附則関係）

第三 その他所要の規定の整備を行うこと。

最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
○最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十二年政令第百二十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
目次		
第一章～第七章 (略)	第一章～第七章 (略)	
第八章 梯則（第三十一条～第三十四条）	第八章 梯則（第三十一条～第三十三条）	
附則	附則	
(審査の施行に関する費用の国庫負担)	(審査の施行に関する費用の国庫負担)	
第十八条 (略)	第十八条 法第五十二条の規定による掲示（次章及び第三十一条において「裁判官の氏名等の掲示」という。）に要する費用	法第五十二条の規定により国庫の負担する審査の施行に関する費用は、国会の議決した予算の範囲内において、次に掲げる費用とする
一・五 (略)	一・五 (略)	
六 法第五十二条の規定による掲示（次章及び第三十一条において「裁判官の氏名等の掲示」という。）に要する費用	六 法第五十二条の規定による掲示（次章において「裁判官の氏名等の掲示」という。）に要する費用	
七・八 (略)	七・八 (略)	
(審査の告示等における裁判官の旧氏及び名の記載)	(新設)	
第三十一条 審査の告示、投票用紙、裁判官の氏名等の掲示及び審査公報に記載する審査に付される裁判官の氏名は、当該裁判官の本名（当該裁判官に係る戸籍に記載又は記録がされている氏名をいう。）に代えて旧氏（当該裁判官が過去に称していた氏であつて、当該裁判官に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。）及び名によることができるものとする。		

第三十二条～第三十四条 (略)

第三十一条～第三十三条 (略)

## 最高裁判官国民審査法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

○最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第二百三十六号）（抄）

第五十六条（施行に関する規定）この法律の施行に關し必要な規定は、政令でこれを定める。

○最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十一号）（抄）

## 目次

第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 投票及び開票（第四条—第十三条）
第三章 審査分会及び審査会（第十四条・第十五条）
第四章 再審査（第十六条）
第五章 審査の施行に関する費用（第十七条・第十八条）
第六章 裁判官の氏名等の掲示（第十九条—第二十一条）
第七章 審査公報の発行（第二十二条—第三十条）
第八章 補則（第三十一条—第三十三条）
附則

## （審査の施行に関する費用の国庫負担）

第十八条 法第五十一条の規定により国庫の負担する審査の施行に関する費用は、国会の議決した予算の範囲内において、

次に掲げる費用とする。

- 一 投票の用紙及び封筒、不在者投票証明書及びその封筒、投票箱並びに点字器の調製に要する費用
- 二 審査事務のため中央選舉管理会、都道府県及び市町村の選舉管理委員会、投票管理者、開票管理者、審査分会长並びに審査長において要する費用
- 三 投票所、共通投票所、期日前投票所、開票所、審査分会場及び審査会場に要する費用
- 四 審査の当日法第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選舉法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる者がする投票に関する審査事務のため不在者投票管理者において要する費用及びその投票記載の場所に要する費用
- 五 前条第一項に規定する費用
- 六 法第五十二条の規定による掲示（次章において「裁判官の氏名等の掲示」という。）に要する費用
- 七 審査公報の発行に要する費用
- 八 その他審査の施行に関する費用

(再審査等における投票区、開票区及び審査を行う区域)

第三十一条 公職選挙法施行令第百三十条の規定は、法第四十三条第一項の規定による審査の全部無効による再審査について準用する。

2 公職選挙法施行令第百三十二条の規定は、法第四十三条第一項の規定による審査の一部無効による再審査及び法第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第五十七条の規定による投票が行われる審査について準用する。十

(特別区等に対する適用)

第三十二条 この政令中市に関する規定は、特別区に適用する。

2 この政令中市に関する規定(第十一条第一項及び別記様式備考第一号の規定を除く。)は、指定都市においては区及び総合区に適用する。

(事務の区分)

第三十三条 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。